

第511回 茨城海区漁業調整委員会議事録

日 時	令和4年7月26日(火) 午後2時56分												
場 所	水戸市三の丸1-1-33 すいさん会館 5階 大会議室												
議 題	<p>第1号議案 小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業(板びき網漁業)許可の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに許可の基準について(諮問)</p> <p>第2号議案 潜水器漁業許可の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに許可の基準について(諮問)</p> <p>第3号議案 なまこ漁業許可の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに許可の基準について(諮問)</p> <p>第4号議案 あわび漁業等の特別採捕許可について(協議)</p> <p>第5号議案 茨共第17号漁業権(大根漁場)切替に係る千葉県との覚書について(協議)</p> <p>第6号議案 ひき縄釣による水産動物の採捕にかかる委員会指示の事務取扱について(協議)</p> <p>第7号議案 令和5年度に向けた全国海区漁業調整委員会連合会中央要望提案について(協議)</p>												
報告事項	<p>(1)令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会総会の結果について</p> <p>(2)遊漁者のくろまぐろ(大型魚)の採捕禁止について</p> <p>(3)大洗インターナショナルフィッシングフェスティバルにおける堤防釣り大会について</p> <p>(4)しらすの漁況経過と見通しについて</p>												
出席委員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">1番 高濱 芳明</td> <td style="width: 33%;">2番 飛田 正美</td> <td style="width: 33%;">6番 根本 経子</td> </tr> <tr> <td>7番 木村 勲</td> <td>8番 村中 均</td> <td>10番 岡田 英男</td> </tr> <tr> <td>11番 青木 憲明</td> <td>12番 長岡 浩二</td> <td>15番 宇佐美 正義</td> </tr> <tr> <td>16番 湯浅 一夫</td> <td>17番 関根 孝明</td> <td></td> </tr> </table>	1番 高濱 芳明	2番 飛田 正美	6番 根本 経子	7番 木村 勲	8番 村中 均	10番 岡田 英男	11番 青木 憲明	12番 長岡 浩二	15番 宇佐美 正義	16番 湯浅 一夫	17番 関根 孝明	
1番 高濱 芳明	2番 飛田 正美	6番 根本 経子											
7番 木村 勲	8番 村中 均	10番 岡田 英男											
11番 青木 憲明	12番 長岡 浩二	15番 宇佐美 正義											
16番 湯浅 一夫	17番 関根 孝明												
欠席委員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">3番 磯前 昌宏</td> <td style="width: 33%;">5番 鈴木 稔</td> <td style="width: 33%;">13番 日向野 純也</td> </tr> <tr> <td>14番 鈴木 正特</td> <td>18番 根本 正明</td> <td>19番 吉田 彰宏</td> </tr> </table>	3番 磯前 昌宏	5番 鈴木 稔	13番 日向野 純也	14番 鈴木 正特	18番 根本 正明	19番 吉田 彰宏						
3番 磯前 昌宏	5番 鈴木 稔	13番 日向野 純也											
14番 鈴木 正特	18番 根本 正明	19番 吉田 彰宏											
県側出席者	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">農林水産部 次長兼漁政課長</td> <td style="width: 50%;">青木 雅志</td> </tr> <tr> <td>〃 漁政課課長補佐</td> <td>鴨下 真吾</td> </tr> <tr> <td>〃 〃 主 任</td> <td>松井 俊幸</td> </tr> <tr> <td>水産試験場 首席調査員</td> <td>茅根 正洋</td> </tr> <tr> <td>政策企画部 地域振興課ひたちなか整備室</td> <td>課長補佐 益子 学</td> </tr> <tr> <td>〃 〃 〃</td> <td>主 事 山田 彬央</td> </tr> </table>	農林水産部 次長兼漁政課長	青木 雅志	〃 漁政課課長補佐	鴨下 真吾	〃 〃 主 任	松井 俊幸	水産試験場 首席調査員	茅根 正洋	政策企画部 地域振興課ひたちなか整備室	課長補佐 益子 学	〃 〃 〃	主 事 山田 彬央
農林水産部 次長兼漁政課長	青木 雅志												
〃 漁政課課長補佐	鴨下 真吾												
〃 〃 主 任	松井 俊幸												
水産試験場 首席調査員	茅根 正洋												
政策企画部 地域振興課ひたちなか整備室	課長補佐 益子 学												
〃 〃 〃	主 事 山田 彬央												
事務局	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">事務局長</td> <td style="width: 50%;">根本 孝</td> </tr> <tr> <td>副 主 査</td> <td>細金 正勇</td> </tr> <tr> <td>主 任</td> <td>小沼 智恵美</td> </tr> </table>	事務局長	根本 孝	副 主 査	細金 正勇	主 任	小沼 智恵美						
事務局長	根本 孝												
副 主 査	細金 正勇												
主 任	小沼 智恵美												
議事録署名人	15番 宇佐美 正義 16番 湯浅 一夫												

議長	1番 高濱 芳明
会議内容	開会 午後2時56分
根本事務局長	〔開会宣言〕 〔資料確認、高濱会長に挨拶を依頼〕
高濱会長	<p>委員の皆様におかれましては、暑中お見舞い申し上げます。また、お忙しいところお集まり頂きまして、ありがとうございます。</p> <p>冒頭の話から新型コロナウイルス感染症の話をしなくなるのは、いったいつになるだろうかと思ってしまうような、昨今の爆発的な感染拡大でございます。</p> <p>オミクロン株の派生型の感染力は高くても重症化率は低いんだとされていますが、週100万人を超える感染は、正直言って恐ろしいものがございます。今のところ国は、行動制限はせずメリハリの効いた感染対策で、経済を回しながら対処していくということでございます。国の累計ではおよそ10人に1人が感染しているということになるわけですから、いっどこで感染しても不思議ではないような状況となっております。そうはいつでも罹らないに越したことはないということでございますので、これまで同様に気をつけていただければと思っています。</p> <p>漁業の話になりますが、これまで何回か出てきたくろまぐろについて、ちょっと新しい話題がございます。7月12日から14日に開催されました中西部太平洋まぐろ類委員会におきまして、2024年までの資源回復目標、これは4万トンでしたが、最近の推計では2020年に6万5千トンまで前倒しで回復したことが示されたそうでございます。これを受けて、新たな管理ルールの策定に向けて検討が進むとのこと。このような資源回復の話がある一方で、今年度の日本周辺の遊漁のくろまぐろにつきましては、後ほど報告事項でも出てまいりますけれど、2ヶ月単位で決められた採捕数量を超える恐れが生じたことから、遊漁では30キログラムオーバーの大型まぐろの採捕が禁止となったところでございます。国レベルでのしっかりした管理を、これからも望むところでございます。</p> <p>本県の沿岸の漁模様でございますけれど、6月中旬から獲れはじめましたシラス漁も、今月になってようやく本格化してきたようでございます。まずはお盆前まで続けてくれればと思う次第でございます。本日は、後ほど水産試験場の方から漁模様の報告がございますので、よくお話を伺わせて頂きたいと存じます。</p> <p>さて本日の議題でございますけれど、なまこ漁業と板びき網漁業といわれる小型機船底びき網、それと潜水器漁業、これら3つの漁業の許可の発給に係るそれぞれの諮問、そしてあわび漁業等の特採など4つの協議、計7議案と、報告事項といたしましては、令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会総会の結果についてなど4つの報告となっております。</p> <p>たくさん資料でございますけど、よろしく御審議の程お願い申し上げます。</p>
根本事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>茨城海区漁業調整委員会会議規程第2条第2項によりまして、会長が議長となることになっております。会長、引き続き議長をお願いいたします。</p>
高濱議長	それでは、事務局から出席委員の報告をお願いいたします。

根本事務局長 はい。現委員17名のうち、本日の出席委員は11名でございます。欠席委員6名。欠席委員は、3番の磯前委員、5番の鈴木稔委員、13番の日向野委員、14番の鈴木正特委員、18番の根本正明委員、19番の吉田委員でございます。本日過半数の御出席を頂いておりますので、漁業法第145条の規定により、本日の委員会が成立していることを御報告いたします。

高濱議長 はい、ただいま報告のとおり、本日の委員会は成立しております。
次に、議事録署名人の選出でございますが、会議規程第8条第2項の規定に基づき、私のほうから指名させていただきます。15番の宇佐美委員、16番の湯浅委員にお願いいたします。よろしくお願ひ申し上げます。

高濱議長 それでは、議題に入ります。はじめに、第1号議案から第3号議案までの3つの議案につきましては、ともに漁業許可の制限措置及び許可または起業の認可を申請する期間並びに許可の基準について公示しようとするものの諮問でございます。このようなことなので、併せて説明をお願いしたいと思います。
第1号議案「小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業（板びき網漁業）許可の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに許可の基準について」、第2号議案「潜水器漁業許可の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに許可の基準について」、第3号議案、「なまこ漁業許可の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに許可の基準について」、事務局、および漁政課から説明願ひます。

細金副主査 (資料1-1、資料2-1、資料3-1 諮問文を一括して朗読)

鴨下補佐 (資料1-1～3-4により、3つの諮問内容を一括説明)

高濱議長 はい、ありがとうございます。3種類の議案について、まとめて説明していただいたところでございます。少々わかりにくい点もあったかと思ひますけど、質問などして頂いて理解を深めて頂きたいと思ひます。ただいまの説明に関しまして、御意見御質問等ありましたらお願いいたします。

12番 長岡委員 いいですか。

高濱議長 はい、どうぞ。

12番 長岡委員 質問ではないんですけど、ちょっとお聞きしたいんですけど、この板びき網漁業、これは今、年間8ヶ月操業しているんだよね。それでこのえび板っていうのができて、その期間というのがきっと1回も変わってないと思うんだよね。これを変えるというのはなかなか難しいんですか。聞いてみようかなと思ひつて。
5トン未満が操業しているのは12月から4ヶ月となっているけど、このえび板網、許可が8ヶ月ですね。

鴨下補佐 (挙手)

高濱議長 はい、どうぞ。

鴨下補佐 えび板びき網漁業ですけど、3トン以上の船ですと、12月から3月までの4ヶ月、3トン未満ですと11月から6月までの8ヶ月となっています。

1 2 番 長岡委員 8ヶ月ね。その8ヶ月という期間を動かすというのは大変なことなんです
か。ちょっと聞いてみようかなと思ったんですけど。

鴨下補佐 はい、去年の一斉更新で5年間の許可として出しておりますので。

1 2 番 長岡委員 それもあるんだけど、更新でなければこの許可（の期間）は動かないの。

鴨下補佐 その時に見直しをしますけども。

1 2 番 長岡委員 大きい船、底びき船は5トン以上の船がやっている、あれは更新の時に動
かすけど、えび板の場合はやっぱり漁政課のあれでは動かないですか。

鴨下補佐 期間を変えるということですか。

1 2 番 長岡委員 期間を少し。やっぱり水温とかいろんな面で、餌やるにしても獲るものが
どんどん変わってきちゃっているから、なるべくなら期間を詰めても自分らに
いいようにしていった方がいいんじゃないかなと、そう思ったから。

鴨下補佐 決めるのは取扱方針の方で定めているんですけども、これを変更するにあ
たりましては調整委員会に諮問することもありますし、小型船協議会とか各地
区の意見ですとかをまとめる必要があります。

1 2 番 長岡委員 わかりました。

高濱議長 よろしいですか。今回の諮問とは直接関係はありませんが、関連でという
ことで。
ほかに御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

(委員) (特になし)

高濱議長 よろしいでしょうか。特になければ、諮問の内容のとおりで異議ない旨答申
することに、異議ございませんでしょうか。

(委員) (「異議なし」の声)

高濱議長 異議なしとのことでございますので、「原案のとおりで差し支えありませ
ん」と県に答申することに決定いたします。ありがとうございます。

高濱議長 続きまして、第4号議案「あわび漁業等の特別採捕許可について」、漁政課
から説明をお願いいたします。

鴨下補佐 (資料4-1～4-4により説明)

高濱議長 ありがとうございます。先ほどの諮問と似たような名前が出てきたので混乱
してしまうところではあるんですけど、あわび漁の1ヶ月の期限延長の特別採
捕ということでよろしいんですかね。そのような内容についての議案でござい
ます。
ただ今の説明に関しまして御意見、御質問等ありましたらお願いいたしま
す。

(委員)	(特になし)
高濱議長	よろしいでしょうか。 特になければ、原案のとおり取り扱うこととしてよろしいでしょうか。
(委員)	(異議なし)
高濱議長	異議なしとのことでございますので、原案のとおり取り扱うことに決定します。
高濱議長	続きまして、第5号議案「茨共第17号漁業権（大根漁場）切替に係る千葉県との覚書について」、漁政課から説明願います。
松井主任	(資料5-1, 5-2により説明)
高濱議長	ありがとうございました。大根漁場でございますけど、その部分が漁業権切り替えになるにあたって、これから千葉県と協議するんですが、2ページの今後の取扱いの最後でございますが、平成25年の内容を踏襲して、有効期間を10年間とする覚書を更新することで調整したいということを皆様方にお諮りする、そういう内容でございます。 この件につきまして御意見、御質問等があればお願いします。
12番 長岡委員	はい、すみません。
高濱議長	はい、長岡委員。
12番 長岡委員	こないだと同じようにこの17号の件は、千葉県と茨城県がいつてることは全然合わないことだから、茨城県が頑張って通してください、これは。もう何十年もやってるのはわかるんだけど、どこから見ても、図面で見れば茨城県側にあるんだよね。もうずっと続いているんだよね。自分も刺し網やってた頃は、ここらは茨城県海域で入っていたから、何十年と千葉県側はやってきたから、操業してきたから、いくら向こうがいつてもやっぱりこれはちよつとね、納得はいかないです。だから頑張って、よろしく願いいたします。
高濱議長	この件に対して、何かいえることありますか。
鴨下補佐	はい、茨城県の主張はもちろん茨城県の海面だということですが、どうにも調整が付かず、交渉が平行線になった場合は致し方ないということでお任せ頂ければと思います。
12番 長岡委員	任せますけど、この要望が出ているから、千葉県の遊漁船もこの要望に従っちゃって北の海に這い上がっちゃう。それが原因だから。真方位5度なんてこの間も話したけど、あんなべらぼうな、鹿島沖に来て千葉県の海だって言ってるのと同じだから。よろしく願いします。
高濱議長	関係する漁協として、湯浅委員、何かございますか。
16番 湯浅委員	相手があることだから。地図的には大根の海は茨城県だから、当然だと思うんですけど。漁政課に任せます、この間言ったとおり。

鴨下補佐	わかりました。ありがとうございます。
高濱議長	ほかにございますでしょうか。
(委員)	(特になし)
高濱議長	それでは特になければ、原案のとおり取り扱うこととしてよろしいでしょうか。
(委員)	(異議なし)
高濱議長	それでは、そのように決定します。漁政課のほうでよろしくお願いします。
高濱議長	第6号議案になります。「ひき縄釣による水産動物の採捕にかかる委員会指示の事務取扱について」、事務局から説明をお願いいたします。
細金副主査	(資料6 により説明)
高濱議長	ありがとうございます。「ひき縄釣採捕承認取扱要領に係る事務取扱規程」を定めるということで、案で御呈示申し上げております。これに関しまして御意見、御質問等頂戴したいと存じます。
(委員)	(特になし)
高濱議長	よろしいでしょうか。何かあれば承ります、何でも結構です。
(委員)	(特になし)
高濱議長	事務的な話でございますが、このような形できっちりやらせて頂くということで、今回、事務局の方で定めたということでございます。 特になければ、原案のとおり取り扱うことでよろしいでしょうか。
(委員)	(異議なし)
高濱議長	ではそのようにさせていただきますと思います。 ということはこれで(案)が取れて、今日付で施行ということになります。
高濱議長	続きまして、第7号議案「令和5年度に向けた全国海区漁業調整委員会連合会中央要望提案について」、次第の次の6の報告事項(1)には「令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会総会の結果について」でございます。 この二つは全漁調連の中央要望活動に関するものでございますので、併せて説明、報告したほうがわかりやすいと思ひまして、このような形にさせていただきました。 それでは、事務局のほうから説明してください。
細金副主査	(資料7、資料8により説明)

高濱議長	<p>ありがとうございます。現在、委員の皆様からの要望提案はないということになってございます。</p> <p>今年度の要望項目を見ましても、これまでの積み重ねもありまして、非常に細かいところまでの行き届いておりまして、新しい要望はなかなか難しいかなと思います。中央要望提案を含め、ご意見・ご質問等ありましたらよろしくお願いたします。</p>
(委員)	(特になし)
高濱議長	<p>後ほどでも結構ですので、中央要望提案は毎年行っておりますので、今後の委員会でも結構でございます。漁業調整上で必要な要望事項をご提案いただければ、事務局で関係機関等と調整を行いますので、引き続きご検討いただければと思います。</p> <p>では、特に提案がなければ、「本県からは、来年度に向けた中央要望への提案はなし」として、取り扱うこととしてよろしいでしょうか。</p>
(委員)	(異議なし)
高濱議長	はい、ありがとうございます。では、「提案なし」として取り扱わせていただきます。
高濱議長	次に報告事項に移ります。報告事項(2)になります。「遊漁者のくろまぐろ(大型魚)の採捕禁止について」でございます。事務局から報告願います。
細金副主査	(資料9-1により報告)
高濱議長	<p>ありがとうございます。冒頭挨拶でも触れましたけど、くろまぐろを遊漁者は獲れなくなるということになっているわけでございます。そうすると、7月16日から8月31日までの期間、遊漁者によるくろまぐろ(大型魚)獲れなくなるということですので、そうしますと、トローリング大会はどうなるのかと心配になるところです。</p> <p>地域振興課さんがいらっしゃるので、この件に関してコメントございますでしょうか。</p>
地域振興課益子補佐	(資料9-2により説明)
高濱議長	ありがとうございます。この件に対しまして、御意見・御質問等ありましたらお願いたします。
2番 飛田会長代理	どうだろう、これやっぱりくろまぐろ獲って駄目だっていうのに、やっぱりくろまぐろだっにかかっちゃうからね。リリースとは書いてあるけど。どうなのかな、こんなのはね。
地域振興課益子補佐	(挙手)
高濱議長	はい、どうぞ。
地域振興課益子補佐	そのとおりでございまして、意図せず釣れてしまうということがあるということで、そういった可能性を、くろまぐろは狙っていないとしても意図せず釣

れてしまうという可能性を減らすために、我々大会としてこのルールで、出航できる日数を半分に制限するという形で、そういった可能性をなるべく減らすということで対応させてもらっています。

2番 飛田会長代理 皆さんからもこの件については意見を聞いて、それで判断した方がいいと思うんですが。どうでしょうか。

6番 根本経子委員 (挙手)

高濱議長 はい、根本経子委員。

6番 根本経子委員 くろまぐろがもしも採捕禁止になった場合ってというのは、一番最初の頃から話が上がっていたと思うんですね。その時には、中止になるといつていたのかなと、一番最初からこのことは懸念されていたことで、もしもこの大会の時にそうなったらどうするんだという話は出ていたと思います。

地域振興課益子補佐 (挙手)

高濱議長 はい、地域振興課で説明をお願いします。

地域振興課益子補佐 確か12月の時に高濱会長さんのほうから、禁止になった場合のカジキ釣り大会としてのルールを作るべきだという話を頂きましたので、それを受けまして、今、説明させて頂いたルールについて4月の漁業調整委員会で御説明させて頂いて、こういう形で禁止になった場合には出航できる日数を半分にしますということで御説明させて頂いたところです。今回、実際にくろまぐろの大型魚が採捕禁止となりましたので、4月に御説明させて頂いた大会ルールを実際に運用を始めたということで御説明させて頂いたところです。よろしくお願ひします。

6番 根本経子委員 (挙手)

高濱議長 はい、どうぞ。

6番 根本経子委員 4月の時点で、了承をもらっているということですか。

高濱議長 4月の時にこの資料と同じものを頂きまして、御説明させて頂いて、その時は禁止になると思ってなかったかもしれませんが、実際禁止になってこれを発動することになってしまったというのが正直なところかと思ひます。

私が質問するのは申し訳ないんですけど、どうやってチェックするか、方法あるんでしょうか。お願いします。

地域振興課益子補佐 我々今、A I Sの陸上監視というものを土日祝日、職員交代で実施しております。そこで実際に船が出ているかどうかは毎日確認しておりますので、そこで実績としてどの船が出たかというのを把握しております。

6番 根本経子委員 (挙手)

高濱議長 はい、根本委員。

6番 根本経子委員	そうしますとそれを基にして、ルール違反をしたという船が出た場合は厳しく対処して頂けるのでしょうか。
地域振興課益子補佐	はい、当然そうですね。7月16日から8月31日までですと16日間が正味日数ですが、半分ですので8日間が上限となりますので、当然日数管理をしていく中で8日間を超えないように、8日間を超えて出ようとするものはストップをかけるということで整理していこうと考えています。
6番 根本経子委員	半分にするわけですがけれども、この日とこの日は出るっていうふうにはなかなか、海の状態にもよるんでしょうから、できないんですか。そうすると、他の人は大会の人達で、じゃこの日は出ましようとか出ませんとかその都度決めていくということでしょうか。
地域振興課益子補佐	毎週、金曜日までには、どの船が出航するのかということは漁協さんにも提出していますので、ただ実際天候で出ない場合もございます。我々、A I Sで監視を土日祝日は毎日やっていますので、そこで実際に出たかどうかはA I Sで確認できますので、出た船出てない船をきちんと整理した中でカウントしていく、実績でカウントしてコントロールしていきます。
6番 根本経子委員	そうすると、最後はトータルでこの船は半分の日にちだったかどうかということ、それぞれの船で決定していくということですか。
地域振興課益子補佐	今回のケースでいいますと8日間が上限になりますので、7日までもう既に出ている船があれば、8日目で「今日でもう最後です、次回以降はもうその期間は出られません」と我々の方から遊漁船にしっかり伝えて、それを守らせるということをやっていきたいと思っています。
6番 根本経子委員	そうしますと、結局は県の方でA I Sで見る以外は、ほかの人達がこの船はちゃんとやっているかどうかということとはわからないわけですよ。例えば、普通許可だったら、旗が揚がってこれは許可が出ている船だとか、これは許可がない船だというように分かり易くなっているんですか。
地域振興課益子補佐	ビッグワンカーニバルにつきましてはオレンジの旗を掲げることを義務としておりますので、オレンジ色の旗を目安にすればこのビッグワンカーニバルの対象の船ということがわかりますので、洋上でもそれを確認して頂ければこの船はビッグワンカーニバルで許可を受けている船だということが確認できると思います。
6番 根本経子委員	それはもうわかっているんですけど、最後の頃ですかね、初めはみんな8日間あるんですから、終わりの頃になってあと何回とかいうふうなことは私達にはわからないですね。ですから、きっちりとした指導をよろしく願いいたします。あと、旗がなければよその遊漁船は来ないから、様式は大切ですね。そのほかに決められた日以外に、ほかの遊漁船とかプレジャーボートの人達がトローリングに出るといふことの取締りの方も、どうかよろしく願いしたいと思います。
高濱議長	それは漁政課の方ですか。

鴨下補佐	取締りの方は我々の所管ですので、きちんとやっていきたいと思います。
高濱議長	よろしいですか。ほかにございますか。
(委員)	(特になし)
高濱議長	トローリングのこの大会につきましては、最初の年ですので、しっかりした管理をお願いいたします。ここで躓くと来年開催できなくなって、とんでもないことになってしまいますので、それは皆様方の本意ではないでしょうから、よろしく管理方お願いします。
6番 根本経子委員	(挙手)
高濱議長	はい。
6番 根本経子委員	先ほどの資料6の「ひき縄釣り採捕承認取扱要領に係る事務取扱規程」ですが、「ひき縄釣り採捕承認取扱要領」に基づいてやっていて、そのほかに今回「事務取扱規程」というものができたということですよね。要領というのはきちんこの間のようになっていて、毎年それをきちんと審議していくということですよね、毎回。でここ1(2)にイベントの場合はもう「大洗国際ショナルフィッシングフェスティバル実行委員会」と名前が記されているということは、もうずっとやっていくんだなということですが、これについても毎回の要領といろんなことを照らし合わせて、また来年もどんなふうやっていくというのを教えて頂いて、それで決めていくということでしょうか。
根本事務局長	ひき縄釣りに関する委員会指示は、委員会指示の内容と要領に基づいて、1年間の有効期間で現在発動されております。この発動にあたっては、今回地域振興課が事務局に入っていますけど、この「大洗国際ショナルフィッシングフェスティバル実行委員会」が行うイベント内容について審議して、内容について海区委員会です承を頂いたものを1年間有効の委員会指示で出したということですので、また今後、こういった企画があれば、改めて委員会指示について審議するということになります。
6番 根本経子委員	1年有効といっても、結局はこの大会の時のための1年ということですね。
根本事務局長	そうですね。
6番 根本経子委員	それが延びるとかいうことはないんですね。
根本事務局長	そうではなくて、改めて委員会指示の内容を審議する、ということになります。
高濱議長	毎年毎年諮らせて頂く、ということでございますね。ほかにも御意見ございますでしょうか。
(委員)	(特になし)
高濱議長	よろしいでしょうか。

(委員)	(「はい」の声)
高濱議長	では、よろしくお願いいたします。
高濱議長	次に報告事項(3)「大洗インターナショナルフィッシングフェスティバルにおける堤防釣り大会について」、漁政課から報告願います。
松井主任	(資料10-1、10-2により報告)
高濱議長	ありがとうございます。この件に関しまして、御意見・御質問等あればお願いいたします。
2番 飛田会長代理	(挙手)
高濱議長	はい、願います。
2番 飛田会長代理	これは、いつやるという報告はしたんですか。
高濱議長	はい、回答願います。
鴨下補佐	今回の撒き餌釣りですか。
2番 飛田会長代理	そう、撒き餌釣りだよ、これ。
鴨下補佐	実際に運営する、日釣振の茨城県支部から相談はあったんですけども、具体的な打合せを実施したのは6月の下旬になります。そこから具体的に特別採捕ができるか、困難であるか、そういったところの打合せをしております。
2番 飛田会長代理	打合せっていうのは、釣り大会の責任者とか。
鴨下補佐	はい。
2番 飛田会長代理	それだけで。うちの組合には全然、そういう連絡はなかったと思うんだけど。それをここへ来る昨日、一昨日かな、休みの前の日に、こういうことが話がありますからということ聞いたわけ。だから、いつ集まって決めたのかなと思って、今聞いてみたんですが。
鴨下補佐	実は、フィッシングフェスティバルの実行委員会のほうから、地元の漁協であります大洗町漁協さんには、陸上イベントのことでありますので、ご説明するように依頼はしておりました。が、実際行われたのが遅かったということについては、我々の方との連絡調整のミスだったかもしれませんが、我々漁政課としては早々に説明するようにというお願いをしております。
2番 飛田会長代理	それなのにどさくさに紛れて、フェスティバルのどさくさに紛れてこういうことをやろうということなんだね、これ。本当はこういうことだったら早めに、やっぱり茨城県海面で撒き餌は絶対禁止だっということのをいつているわけ。だから釣りの業者もみんな、沖へ行っても釣りの撒き餌は使っていないんですよ。

鴨下補佐	使っておりません。
2番 飛田会長代理	ね。それなのに何で、もっと早く言ってもらえればね、ここでこういうような話も出ないんだけど。主催者は何を考えているのか、漁業者をないがしろにしているように受け取ったんだけど。
高濱議長	これ、主催者は実行委員会ですよ。そうすると、地域振興課は知っているのかな。
地域振興課益子補佐	(挙手)
高濱議長	はい。
地域振興課益子補佐	申請自体は実行委員会が、イベント関係はまとめて行っておりますが、実際この堤防釣り大会につきましては、日本釣振興会が主催をしております、イベント自体同時開催という位置づけでやらせてもらってますので、主催自体は日釣振というかたちになります。
2番 飛田会長代理	でも、今までは撒き餌なんかやってないでしょ。
地域振興課益子補佐	それまではやってないと聞いています。
2番 飛田会長代理	これ、初めて聞いたんだけど、俺も。
1 2番 長岡委員	いいですか。
高濱議長	はい、長岡委員。
1 2番 長岡委員	やっぱり特別採捕出て、大洗の漁協の、フェリーのところでやるなら、やっぱり組合が一番大事なのは、それは当たり前じゃないの。特別採捕が出てやる許可は港の中でやって、組合長が知らないなんて言ったら怒られちゃうよ、はっきり言ったら。おまえら何やってるんだ、明日からやるんじゃないって組合長が止めればできなくなっちゃうよ、こんなことやったら。やっぱり組合通して、こういうわけで特別採捕でやるんだよって、手順を踏まないと駄目だと思うんだよね、それでお互いやっていかなければ。特別採捕でやってるんだと言うことを頭にしてもらわないと駄目だよ。ただ知らないでやってると、組合がおかしくなっちゃう、組合のトップが知らなくては。
2番 飛田会長代理	いいですか。
高濱議長	はい、どうぞ。
2番 飛田会長代理	これ2日間であるけれど、これは俺は1日なのかなと思って、釣りの会長さんのほうに昨日連絡したんですよ。それで、これ1日だけなんだけどどうなのって聞いたら、1日だけならいいでしょうという、そういう話を昨日したわけ。これ2日って書いてあるからあれっと思ったんだけど、そういう話も全然うちのところないんだもん。

高濱議長 これ、すみません、申し訳ないんですけど手続き的にちょっと、会長代理から瑕疵があるのではないかという話をさせて頂いてる所なんですけど、やる前提でお話しされるとデッドロックになってしまうんですが、これはもう一度お話し合いをして、調整するという事はできないんでしょうか。

鴨下補佐 (挙手)

高濱議長 はい。

鴨下補佐 実行委員会のほうから組合長のほうに伝達が遅れたことは申し訳ないと思います。すみませんでした。ただ特別採捕許可の方は、結論からいうと出したいと考えています。なし崩し的にやるつもりは全くございません。理由としましては、茨城県の遊漁と漁業の調整の課題としましては、冒頭にも述べましたが平成14年の国の通知以降、発出以降20年間協議が進んでおりませんで、調整規則だけで縛っているのははたしていいものかというところはありませんで、新たなルールを決める必要があると考えております。その上で、撒き餌釣りについては今回、日釣振の方からやりたいという話がございまして、ひとつはデータを取る機会でありますことから、茨城県としましてはそれを条件に特別採捕許可を発給したいと考えております。そして特別採捕許可の発給の手続きでございますが、通常は県庁だけで判断して発給しておりますけれども、こういった様々な問題があることを承知しておりますので、今回は調整委員会で説明して了承を頂きたいと思ひまして、こういった説明しているというところがございます。ただ、伝達が遅れたことは非常に申し訳なく思います。申し訳ございませんでした。

2番 飛田会長代理 インターナショナル・フィッシング・フェスティバルだから、確かに人は来るのは来るよね。でも、もう何回も同じこと言ってもしょうがないけど、本当は来てやってもらえれば、説明してもらえば良かったんだけど、あとこれ日にちが関係するからできなくなる恐れもあるし、今回は。でも1日ではなく2日・・・。

鴨下補佐 (挙手)

高濱議長 はい。

鴨下補佐 2日ということで日数が多くなるということで、撒き餌の散布量が倍になるということで、ご心配があるのかと。

2番 飛田会長代理 いや、俺が言ってるのは、1日だということを会長さんに連絡したわけ。1日だからお願いしますって。1日ぐらいだったらイベントだからいいでしょうということ、俺は承認を受けたわけ。釣り船の会長さん。

鴨下補佐 釣り船の会長さんに。

2番 飛田会長代理 そう、うちの。それが1日だけだったらいいけど、2日って書いてあるから、向こうにどうやっていうわけ。

鴨下補佐 そうでしたら、間違った計画が伝わっているということでございますので、誤解を解くように我々の方で説明に伺うなり、誤りを正したいと思ひます。そ

れで理解を得たいと思いますので、組合長さんが述べたのは誤りではなくて我々の説明に誤りがあったということで説明したいと思います。

7番 木村委員

いいかな。

高濱議長

はい、どうぞ。

7番 木村委員

この撒き餌ね、今初めて撒き餌の話聞いたんだけど、撒き餌は私が海面利用協議会に出ていた頃から、撒き餌は禁止だったんだよ。だが、今話聞くと、今度漁港で撒き餌をやるっていうことはね、これいかなものなの、これ。

鴨下補佐

今回会場とするのは、大洗港の一部の水面でございまして、漁業権がないところでございます。木村委員がおっしゃっているのは漁港でございすけども、漁港の中の水面は、茨城県内のいずれの漁港も漁業権漁場となっております。ですので、そこを解除するには相当な漁業者の皆様との協議が必要だと思っておりますし、そうそう無条件に解除するものではないと考えておりますので、それについては慎重に今後も漁業者の皆さんの意見を伺いまして詰めていきたいと思っております。ですので、ご心配あると思うんですが今回テストでやるとしても、それがいきなり県下全部の漁港において解除につながるというものではございません。

7番 木村委員

(挙手)

高濱議長

はい、木村委員。

7番 木村委員

漁業権がなければ、県でこういう申込みがあったら、漁業権がないところなら地先のどこでも、茨城県海面どこでも、万が一だよ、こういう申請が出たときにはどこでもやらせるということなの、茨城県では。

鴨下補佐

撒き餌の大会ならば何でも、特別採捕許可を出すという訳ではございません。

7番 木村委員

これは大洗だけど、漁業権漁場から外れていけばそういう話が出て、万が一、大洗じゃなくてほかの浜でも、申請が出たら漁業権漁場外ならやらせる、今後は一回こういうのが出ちゃったらほかの地区でもこういう話が出たときは県で断りようがないんじゃないの。

鴨下補佐

県としてはデータを取るという条件の下にやっていますけども、そのほか漁業調整上問題があるようなところでしたら、許可しないつもりでおります。今回は大洗港という特殊な状況で漁業権がないこと、そして港内の泊地でありまして漁場の利用としてもないこと、航行上の問題がないということを港湾管理者が認めているという条件から、許可を出したいと考えております。

7番 木村委員

いやこれね、私らの浜でも撒き餌を使って一般の客が釣りをやっているんですよ、堤防で。これ私ら日曜日だから、浜にいかないからわからないんだよ。すると、月曜日いくと船着き場がみんな、マナーが悪すぎるんだよ、余ったやつを岸壁にみんな捨ててっちゃうんだよ。そうすると岸壁には漁網が置いてある、ネズミの餌なんですよ。そういうのも含めて、岸壁の撒き餌は私らとしては、漁業者としては反対するほかなくなっちゃう。岸壁でなんかでやられたら

ばとんでもない。

鴨下補佐

先ほど述べましたが、将来にわたりまして、撒き餌に関する茨城県での実効性のある遊漁を作っていかなければいけない、と思っています。その中で漁業者さんの意見は第一に優先されるものだと思いますので、漁港の中での禁止の区域の設定ですとか、もちろん日釣振なりを通じて漁船の周りですとか網が積んである周りではやめるようにというような指導ですとか、そういったルールをきちんと伝えていくような体制が必要であると思っています。ご心配なところは確かにあるところでございます。十分承知しております。ただ、撒き餌の問題と一般的な釣り、釣り針を放置していくとか糸を放置していくとかの問題、いろいろ混在していると思いますので、その辺も整理しながら新しいルールに向けての検討を考えていきたいと思っています。

7番 木村委員

もう少し早く、さっき大洗の組合長が言ったように、もう少し早く、大洗に相談して、伺いを立ててやった方が解決策があったと思うの。今になって、1日か2日前に連絡するというのはいかなものかと思うよ。こういうイベント催しているのならやっぱり計画立てているんだから一ヶ月くらい前とか、こういうのがあるからいかがでしょうかというのを、早期にやるべきだと私は思いますね。そうすると反対でも1日ぐらいならばということに、町おこしにもなるし、そういうことも賛成とれたかもしれないが、今の話聞くと急遽で、こういう撒き餌だから、こういう問題が今後起きかねないとは私は思います、一回許可したら。以上です。

青木次長

(挙手)

高濱議長

はい、次長どうぞ。

青木次長

すみません、ちょっと割り込ませて頂きますけども、今回の件は、飛田組合長のほうに早めにフェスティバルの提示の話をしておくべきだった、漁政課としては主催者の日釣振の方には早々に説明に行くようにというようにお伝えしたところなんですけども、それがちょっと、そのようになっていなかったということで、飛田組合長の耳に入ったのが遅かったというのは非常に残念に思っていますし、申し訳なかったと思っています。で、木村委員がおっしゃっている、今、漁港で勝手にこませ釣りがされていて網などが汚されているという問題、確かに各地で発生していると思います。なので、そういったところを、漁業調整規則を改正することによってちゃんと棲み分けができるようにする、というのが我々が目的としているところでございます。全国で漁業調整規則で撒き餌釣りを全面的に禁止しているところというのは、もう茨城と東京だけになってしまったというようなことなんです。ほかの県も全面的に禁止しているわけではないんですけども、撒き餌釣りは調整規則で禁止は外したけれども、委員会指示とかで、ほかのルールで縛って要所要所できないところはちゃんと設定しているということですので、茨城県もそのような形にしていきたいというふうに考えているところです。重ねて申しますけども、もう既に撒き餌釣りというのは皆さんやっちゃっているということもありますので、それをちゃんと迷惑なところではやらないように、皆さんに迷惑のかからないところでちゃんと楽しんで釣りができるようにということを目指していきたいと考えているところですので、御理解のほどよろしくお願いいたします。以上です。

6番 根本経子委員

(挙手)

高濱議長

根本委員、どうぞ。

6番 根本経子委員

今までのことはお話頂いたのでだいたいわかったのですが、漁場じゃないところの特別採捕は県が決められる、県で決められるのにわざわざ皆さんに説明しているんですよってというようなお話に聞こえたんですけど。今回、この撒き餌釣りについて特別採捕を出しました、それは県が自由に決められることなんですけど、皆さんもいろんな漁業をしていて意見があるでしょうから、今回は皆さんにも御説明いたしましたっていうふうに聞こえたんですけど、そうでしょうか。

鴨下補佐

はい、実際はそうなりますけども、だからといってここで言って終わりですというつもりはありませんで、もしこの計画なりで誤っているところがあって正したほうが良ければ、御意見を取り入れるなり、考え直すところがあるのかなと思っております。

6番 根本経子委員

(挙手)

高濱議長

はい、根本委員。

6番 根本経子委員

私も船のことが、40年近いけどなかなか、皆さんのようによくわかっていませんで、この撒き餌も港の近く見ますとみんな釣具店でも売っていますね。で、その辺にも捨ててありますし、これが禁止だということは知らなかったんです。ですから、漁業者でも知らなくて、うちの人にも聞いたことがなかったんですけど、禁止になっているんだということが、私のような者も知らないということは世の中の釣りをしている人はほとんど知らないということで、いろんなメディアでもそうやって、こませですか、まきながら釣っているからみんなそれをやりたくなくて、どこでもやってしまうんだろうと思います。その辺がどれくらい漁業に影響があるのか、いろんな環境に影響があるかということは私もわからないので、それはデータを取るしかないのかと思いますが、全国的に茨城県と東京都しか禁止にしていけないというのは、別によそがやっているから自分たちもということを増長するようなものではないのかなと、本当にどっちがいいのかということ聞いてやっていってみたいと、それから次長さんがおっしゃったとおりに、やはり本当に漁業者が少なくなったりいろんなことが有って、漁港は大きいし漁港とか海をみんな使っていくためには漁業の人達、それからプレジャーボートの人達とも仲良くやっていかなくてはいけない。県の方でもきちんとこういう問題が起こるんじゃないかな、ということがわかると思うんですね。そしたらある程度はこんな風な話が出ているんですよというお話を早くにして頂ければ、こんなにぎりぎりになってこの場で初耳ということにはならないと思います。私も今まで聞いたことがなくて、今日初めて聞いたので、(委員会を)休んだときに出てきたのかなと思っております。結局、こんなふうにしてぎりぎりでもなし崩しみたいになっていかれると、これから先が心配なので、どんなに「これは反対されるかもしれない」というようなことであっても、やはり漁業者に絶対に反対ということはないと思うんですよ、ですからどうかしてうまくやっていけるように早めに相談をしていただけたらいいのかなと思います。全部わからない私ですけど、こんなふうに民さんが心配していると思うので、よろしくお願いします。

7番 木村委員

いいかな（挙手）。

高濱議長

はい。

7番 木村委員

さっき県でも、絶対に、やっぱり全国で茨城県と東京都だけだということ、これやっぱり機会なのでここで一回海面利用協議会、そこでも、今の時代になってきたから、目玉にするんならそういう会議で出して、今後徐々に話し合いで先に出るように、はっきりこういうのは会議の中で決めちゃった方がいいと思う。全国で（撒き餌釣りを）やっているんだから、今遊漁が多いから、そういう時代になってきた。だからやっぱり会議の中ではっきり、今後決めていった方がいいと思いますね。

鴨下補佐

遅かったという点に関しましては、我々の方に非があると思いますので、これからはこういうことが無いように、調整委員会のスケジュールを勘案して、無理のないスケジュールで説明をしていきたいと思います。

少し話が変わるかもしれないんですが、撒き餌の解除につきまして少し話をさせて頂きたいと思います。国の平成14年の通知というのがあるんですけども、県では撒き餌の是非については、是であっても非であっても、根拠がはっきりしない中で感情的に平行線のまま、事態が動かないということはあまり望ましくなく思っております。仮に解除しないという判断になったとしても、新しいルールを検討するにしても、指導している水産庁としても説明する根拠がないということですので、今回の機会ですべてを集めるために、特別採捕許可を発給したいと考えております。撒き餌釣りの禁止が調整規則で定められていることについてですが、行政庁が声高に主張してもなかなか法執行の担保がない、つまり、取締りができない中ではなかなか実効性がある規制ができていない状況になります。規制で縛ることも重要だとは思いますが、遊漁者のマナーに任せることも必要であるのではないかと考えています。それが無いというのが皆さんの御意見だということもわかりますし、漁業者の皆さんに一方的に迷惑をかけていることについても、もちろん汲みたいと、十分に配慮したいと思います。汲んで中身に反映していきたいと思っております。ただ、漁業者の皆さん、釣りをする皆さん、遊漁船業者の皆さん、漁港などを管理する関係者といった人達の意見をすりあわせて、実態に応じ漁港や漁場環境を監視するような方法というのを検討するというのが得策ではないかというふうに私は思っています。漁業サイドが一方的に我慢するのではなくて、（解除）推進側にも歩み寄りを求めるようお願いしたいと思っております。他県ではできておりますので、茨城県でもできないことはないと感じておりますので、その点、今後議論を起こしたいと思っておりますので、こういった場でまた御意見頂ければというふうに考えております。以上でございます。

高濱議長

ほかにございますか。

（委員）

（特になし）

高濱議長

すみません、時間が無いのに、私どうしてもこのことについて、一言意見を申し上げたく存じます。まず、今回の件は勇み足だと思います。勇み足は相撲のルールでは、アウトです。そこをまず頭に入れておいて頂きたいと思っております。その上で、今回はこんな時期でもあるから、よく地元の漁協には説明をして頂きたいと思っております。組合長さんがいらっしゃるんで御理解を頂けるのかなと思っておりますけど、これは丁寧な説明が必要かと思っております。それと、これも苦言

で申し訳ないですけど、先ほど主催者は実行委員会だけど、これは日釣振がやるんだというお話がありましたけど、主催者で実行委員会がやるんだとっているんだから、これは実行委員会の責任です。これは当たり前です。書いてあるんですから。だから、そういう言い訳はよしましょう。それだけ、公にやる大会というのは、そういう責任があるんだと思います。それともう一つ、けして次長さんに弓を引くことは無いんですけど、皆さんの御意見をまとめて申し上げますと、茨城県は撒き餌釣りを禁止している全国でも数少ない県だということは皆さん知っています、委員会の方は、東京と茨城だけです。全国的に解除が進んでいく中で、取り残された県だといわれているけど、昨今の環境問題を考えると、撒き餌を海に撒くということは有機物を投げ捨てることと同じじゃないか、磯場が汚れないかと、港が汚れるじゃないかと、海水が汚くなるといふ問題があるから、現状の茨城県はトラックの一週遅れでトップランナーに立ってるんだと、そんな状況だと私は思っています。いずれにしても今回の解除は、一部の釣り遊びをしたい派に寄り添い過ぎだと思いました。ちなみ私は、釣り団体協議会の会長です。それから、茨城県釣りインストラクターの会長でもあります。責任があります。私は、やっぱりこれは、寄り添い過ぎだと思います。環境に悪さをしたり、漁業にマイナスの影響を及ぼすことがないよう、ここでの審議というのは、今回致しませんけれど、今後、よくこの手続きについては考えて頂きたいなと思います。個人的には更に言うならば、海を守ろうとするSDGsの目標14（海の豊かさを守ろう）に合致しているのかと、これひとつのキーワードだなと思いますので、委員会の議事に残して頂ければと思います。私の意見は以上です。

ほかにございますでしょうか。

(委員)

(特になし)

高濱議長

よろしいですか。それでは、丁寧な説明をお願いして、次の議題に移りたいと思います。

報告事項の(4)「しらすの漁況経過と見通しについて」、水産試験場のほうからお願いいたします。

茅根主席研究員

(資料4により報告：プロジェクター使用)

高濱議長

はい、端折るような感じになってしまって申し訳なかったんですけど、ありがとうございます。

このしらすの件に関しまして、御意見・御質問等ありましたらお願いいたします。

(委員)

(特になし)

高濱議長

よろしいでしょうか。

(委員)

(「はい」の声)

高濱議長

それでは、「その他」でございますが、事務局から何かございますでしょうか。

根本事務局長

特にございませぬ。

高濱議長

本日の議事は「その他」を含めてすべて終了いたしました。議事以外でも結構でございます、委員の皆様方から何か御意見等ございましたらお願いいたします。

(委員)

(特になし)

高濱議長

特になさいますので、事務局から、次回の開催日程をお願いいたします。

根本事務局長

はい。次回は少し間が開きまして、11月に開催の予定となります。次回11月からは、日が短くなりますことから、午後2時からの開催にいたします。

議題は、「はえ縄漁業」の委員会指示や、はまぐりやひらめの規制に関する海面利用協議会への諮問などを予定しております。

開催日時、開催場所等詳細につきましては、追って御連絡いたします。

高濱議長

はい、ありがとうございます。次回は11月ということになります。よろしく申し上げます。

それでは、以上をもって、第511回委員会を終了いたします。御苦勞様でございました。

閉会 午後5時11分

上記の記録の正確なことを認め署名する。

令和4年7月26日

議 長

議事録署名人
